

ロシア知的財産ニュースレター

2022 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 章

出来事

3 月

ロシア出願人による商標登録出願件数は 23.6% 上昇した

2022 年 1 月と 2 月の後、Rospatent の重要業績評価指数に前向きな動きがあった。

2022 年 1 月と 2 月の商標登録出願件数は、2021 年同期比で 14.7% 上昇して 1 万 4,949 人となった。同時期のロシア出願人による出願件数は、前年比で 23.6% 上昇した (1 万 1,190 件)。Rospatent に直接出願した外国人出願者による出願件数は、2022 年 1 月と 2 月の後に 8.2% 上昇した (1,433 件)。当該出願の審査に要した平均期間は、2021 年同期比で 4.17 カ月から 3.89 カ月に減少した。

2022 年 1 月と 2 月の後、発明出願件数は、6.6% 上昇し、3,818 件であった。ロシア出願人の出願件数は、4.4% 上昇し (2,222 件)、一方で外国人出願者の出願件数は 9.9% 上昇した (1,596 件)。

2022 年 1 月と 2 月の実用新案権の出願件数は、16.4% 上昇し、1,190 件であった。同時期のロシア出願人の出願件数は、前年比で 15.9% 上昇した (1,161 件)。同 2 カ月間の外国出願人による出願件数の上昇率は、45% であった (29 件)。

また、コンピュータープログラム、データベース及び集積回路の出願件数は、3,007 件で、

前年比 10.5% 増となった。ロシアの出願人の出願件数は 10.2% 増加し、外国出願人の出願件数は 77.8% 増加した。

パンデミックの開始から 2022 年 2 月末日まで、Rospatent は、ウイルス及び合併症対策に関する技術解決の登録に関して 1,063 件の出願を受理した。ワクチンに関する 22 件の特許を含め、482 件の特許が付与された。

政府は、知的財産の保護に関する特定の規定が適用されない商品を決定する権利を有する (2022 年 3 月 8 日付連邦法第 46-Φ3 号)

外国諸国や国際機関の非友好的な行動に伴うロシア連邦の国益を保護するため、ロシア連邦の特定の法律の改正法が採択された。

同法の規定 (同法第 18 条第 1 部第 13 項) によると、ロシア政府は、2022 年、民法の特定の規定 (商品で表される知的活動の成果及び当該商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護に関する規定) が適用されない商品 (商品群) のリストを作成する権利を有する。

知的財産契約の修正及び解除を禁止する法案

P. Krasheninnikov 下院議員 (ロシア国家院国家建設立法委員会) は、(とりわけ、知的財産の取引に関する) 特別な規則を定めることを目的とした法案 (第 92282-8 号) を提出した。同議員は特に、ロシア連邦民法第 4 部の執行に関する連邦法の規定に、知的活動の成果及び識別手段に係る権利の行使及び保護に関する契約の一方向的な修正又は解除を禁

止する規定を追加することを提案している。例外は、契約の他方当事者側に重大な義務の違反が生じた場合である。重要な点として、当該規則を導入すると、ライセンス契約の一方的な修正又は解除は、締結された契約又は法規定に明示的に定められている場合であっても妨げられることになる。さらに、この法案は、実施権者がロシア居住者であり、期間延長を拒絶していない場合、制裁期間中、知的活動の成果及び識別手段を使用する権利について契約期間を延長することができる旨を定めている。

政府は、「特許権者の同意なく発明を使用した場合の対価の決定方法」を改正した(2022年3月6日付政令第299号)

この決定方法に関する規定が追加されている。同規定に基づき、民法第1360条に従い（すなわち、国防及び国家安全保障並びに国民の生命及び健康の保護に関連する極度の緊急時に）特許権者の同意を得ずに特許発明、実用新案又は意匠を使用する権限を政府が付与した場合、当該使用に対する対価は、ロシアの法人及び個人に対して非友好的な行動を取る外国に関係する特許権者に対しては支払われない。

現時点まで、コロナ禍の2年間にこの決定が下された事例は以下のレムデシビルの事例1件のみであった。

政府は、R-Pharm JSC に対し、特許権者の同意を得ずに、ユーラシア特許によりロシアで保護されている発明を使用してレムデシビルを製造することを許可した(2022年3月5日付政府命令第429-p号)

2022年3月5日、民法第1360条に基づき、国民の生命及び健康の保護に関する極度の緊急時であることを理由に、政府は、R-Pharm JSC に対し、特許権者の同意を得ることなく、Gilead グループ会社が所有するユーラシア特許第25252号、第25311号、第29712号、第20659号、第32239号、第38141号及び第

28742号で保護される発明を2022年12月31日まで使用することを許可した。その目的は、ロシア連邦の国民に対し、医薬品（国際一般名称レムデシビル）を提供することであった。

政府は、産業商務省に対し、商品に具現化された知的活動の成果及び当該商品上の識別手段に係る権利の保護に関する民法の特定の規定が適用されない商品のリストを作成するよう指示した

2022年3月8日付法律第46-Φ3号に基づき、政府は、[政令](#)(2022年3月29日付第506号)を公布し、産業商務省に対し、民法第1359条第6項及び第1487条が適用されない商品（ただし、当該商品が、権利者（特許権者）により又はその同意を得てロシア連邦外で商品化されていることを条件とする。）のリストを作成するよう指示した。この指示に従い、*産業商務省は、2022年4月19日付命令第1532号を公布した。以下参照。*

民法のこうした規範は、いわゆる発明、実用新案、意匠及び商標に係る排他的権利の国内消尽原則を規定している。

政府主席によると、この決定は、知的活動の成果が具現化されている、又は商標が付された商品の並行輸入を合法化することを目的としたものである。この措置は、市場で不足している商品のみ適用される。

4月

先使用权の範囲:先使用权の範囲を決定するにあたり、排他的権利の対象の実際の使用状況だけでなく、当該使用のための準備も考慮に入れる(事件番号 A33-29212/2019 に関する2022年4月15日付IP裁判所決議)

Abakanvagonmash LLC は、Amiteks LLC に対し、特許第187007号に基づくコンテナの実用新案及び特許第187153号に基づくストップの実用新案の使用中止、並びに金員2,030

万 1,332 ルーブル 70 カペイカの対価回収を求め、申立てを提起した。

第一審裁判所及び上訴裁判所の決定により、この申立ては棄却された。

この案件で下された判決を不服として、申立人は、IP 裁判所に破毀審への上訴を行った。

申立人は、裁判所が先使用権の範囲を決定する際に、実際に発売された商品だけでなく、実際の発売後に行われた準備も考慮に入れたことは誤りであったと確信している。

IP 裁判所は、以下の理由で、裁判所の決定を覆す根拠がないと結論付けた。

民法第 1361 条第 1 項に従い、発明、実用新案若しくは意匠の優先日より前にロシア連邦で創作者とは独立して創作された同一の解決を善意で使用していた者、又は当該使用のために必要な準備をしていた者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、当該解決を今後も無償で使用する権利を有する（先使用権）。

先使用権は、発明若しくは実用新案の特許で保護されている技術解決と同一の解決若しくは意匠に関する特許により保護されている外観を持つ解決と同一の解決を使用するため、又は発明と均等な特徴が異なるのみの別の解決を使用するために必要な準備を行った者に対して生じる。

必要な準備とは、案件の事実により立証されたとおり、ある企業において、特許で保護されている対象と同一の既存解決について、その実施手順を決定するプロセスの段階でこれを使用する意図があることをいう（その実施が客観的に見て実施可能である場合）。

2015 年 9 月 23 日の最高裁判所の幹部会により承認された「[知的権利の保護に係る紛争解決に関する事案における裁判所の慣行の見直し](#)」第 28 条により、先使用権の範囲を決定するにあたり、排他的権利の対象の実際の

使用だけでなく、当該使用のために行われた準備も考慮に入れる必要がある。

先使用権は、優先日の時点で達成されている同一の解決の使用範囲、又はその使用が優先日より前に開始されていない場合は行われた準備に相当する範囲に限られる。

先使用者は、使用範囲に係る優先日より前に使用されていた又は使用することが意図されていた解決の使用範囲を上回る範囲で同一解決を使用する権利を有しない。同時に、確定される同一解決の使用範囲を文書化する必要がある。

申立人は、第 187007 号のコンテナの特許及び第 187453 号のストップの特許により保護される技術解決を用いた特殊目的のコンテナ SK-3-30D の製造、並びに当該コンテナの第三者 MMC Norilsk Nickel への販売において、被告が申立人の排他的権利を侵害していることに気付いた。

第一審裁判所は、申立てを棄却して、被告が、特殊目的のコンテナ SK-3-30D で表されていた、申立人の実用新案と同一の技術解決を使用していたと結論付けた。

同時に、当該案件において提出された証拠を審査したうえで、裁判所はさらに、被告は同一の技術解決の先使用権を有していたと判断した。その理由として、被告が、紛争対象の実用新案の優先日より前に、当該解決が具現化された当該物品の準備、製造及び販売を開始していた点を挙げている。

上訴裁判所は、第一審裁判所の結論が正しいと確定した。

被告が先使用権の認められる範囲で優先日より前に特殊目的のコンテナ SK-3-30D を製造するために必要なリソースを有していなかったことを理由に、先使用権を有していなかったとする申立人の主張は棄却された。

第一審裁判所及び上訴裁判所は、初回バッチ（コンテナ 100 個とストップ 600 個）の製造

における同一解決の実際の使用、及び被告が優先日前に第2回バッチ(コンテナ240個及びストップ1,440個)の製造のために行った必要な準備の両方を考慮に入れた。これらの行為は、当該実用新案の優先日より前に行われた。

上記に鑑みて、裁判所は破毀審において、裁判所が実用新案の優先日後に行われたコンポーネントの購入を考慮に入れたという上訴人の主張を棄却した。上訴された判決の内容からは、この購入によって先使用権の範囲に関する裁判所の結論が影響を受けたとは思われない。

ある人が優先日より前に直接紛争対象の技術解決の使用を開始した場合、優先使用の範囲を決定する際に、準備の範囲は法的効力を有しないという破毀審の上訴人の意見は、[「裁判所の慣行の見直し」](#)第28条に記載の定義には該当しない。

そのため、IP裁判所は、第一審裁判所及び上訴裁判所の決定を支持し、破毀審への上訴を棄却した。

任天堂(日本)は、Pokemon®に関して Beatles を罰した。任天堂が「非友好的」と判断されても、Beatles にとって助けとはならなかった(事件番号 A51-4172/2022 における 2022 年 4 月 27 日付プリモリエ地区商事裁判所の決定)

極東電子税関は、商事裁判所に対し、Beatles Limited Liability Company (以下「被告」、「本会社」又は「Beatles LLC」)が、行政犯罪法第14.10条第1部に定める行政責任を負うとして申立てを行った。税関は、本会社が税関の申告手続きにおいて提出した商品(プレイングカード)に偽造の兆候があり、商標と混同するほど類似する違法な具象的呼称が含まれており、その使用権は任天堂株式会社に帰属すると指摘した。すなわち、商品の一部であるカードデッキは、(いずれも中国系の)JIANGSU JINIANPIN が製造し、Gold Ox

International Development Limited が販売したものであり、デッキの総数は7,615個であり、ロシアで登録された商標第179445号及び第193242号(権利者は任天堂株式会社)と混同するほど類似するとされる画像と「Pokemon」の文言が表示されていた。税関の要請に応じて、権利者の代理人は、「任天堂株式会社は、その商標の使用に同意しておらず、Beatles LLC に対し、当該商品をロシア連邦に輸入する権利を付与していない」と回答した。

Beatles LLC は抗弁として、権利者が日本で登録されているという事実を引き合いに出し、日本はロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対して非友好的な行動を取った国のリストに掲載されているため、被害者(日本企業である任天堂株式会社)の権利を保護し、ロシア居住者のみが不利益を被ることは認められないと主張しようとした。さらに、侵害者は、自らが中小規模の事業に従事しており、消費財でロシア市場に参入していることで、社会的に有用な活動を行っていることを主張した。裁判所は、これらの主張を考慮に入れなかった。

その結果、裁判所は、Beatles LLC に行政責任があるとして、罰金を課し、偽造商品を没収した。

産業商務省は、排他的権利の保護に関する民法の特定の規定が適用されない商品のリストを確定した(2022年4月19日付産業商務省令第1532号)

政府の指示により、産業商務省は、民法第1359条第6項及び第1487条が適用されない商品(商品群)(ただし、当該商品が、権利者(特許権者)により又はその同意を得てロシア連邦外で商品化されていることを条件とする。)のリストを承認した。

商品はEAEU TNVED(通関商品分類コード)に従い56類に分類され、各類別で、「非友好的な」国の権利者に帰属する商品コード及び商標が明記されている。これは、製品が

2022年3月29日付政令第506号の規制対象となるか否かを判断する際に使用されるものである。

商標に係る排他的権利の処分方法のリストは網羅的ではなく、権利者の裁量で使用される。権利者の商標使用に対する同意は、国家登録の対象ではない簡易文書で表すことができる（事件番号 A41-13514/2020 における 2022年4月5日付最高裁判所判決第 305-ES21-23755号）

最高裁判所は、2020年10月6日付モスクワ地域商事裁判所の決定、2021年3月3日付第10商事控訴裁判所の決議、及び事件番号A41-13514/2020における2021年8月17日付モスクワ巡回商事裁判所の決議に対する本会社の破毀審への上訴を検討した。

本会社は、裁判所において、現地法人が第三者の商標が使用されている看板について同意を拒絶したことに異議を申し立てた。本会社は、本部への申請書に商標権者の同意書を添付した。

本部は、権利者の簡素な同意書は、本会社の商標使用権を示す証拠として不十分であるとみなし、看板の設置に同意することを拒絶した。その根拠は、商標を使用する権利を付与する際に所定の手続き（民法第1490条）に基づく国家登録が必須であるという事実であった。

下級裁判所は、本部の立場を支持し、本会社の請求を棄却した。同時に、両裁判所と本部は、商標を使用する権利を付与する唯一の方法はライセンス契約の締結であることが法律に規定されているという事実を根拠とした。民法第1490条に従い、登録商標のライセンスは、Rospatentへの国家登録を受ける。本会社が看板に商標を使用することに同意する旨の権利者の簡易文書は、商標を使用する権利があることを示す適切な証拠ではない。

最高裁判所のコレギウムの意見は、下級裁判所の結論とは異なっていた。

最高裁判所は、民法第1229条第1項、第1233条第1項及び第1484条第1項により、商標権者は、(他者にライセンスを発行するなど)法に反しない方法で排他的権利を処分することができる」と指摘した。当該規範の分析から判断すると、商標に係る排他的権利の処分方法のリストが網羅的ではなく、権利者の裁量で使用されることになる。

よって、権利者は、申立人に対し商標の使用に対する同意書を付与することで、適法にその排他的権利を処分したものであり、これとは逆の裁判所の結論は、法に反すると判断した。申立人が法に定める手続きに基づき登録された商標の使用に対する同意書を提出しなかったことを理由に看板への同意を拒絶したことが本部の適法な判断であったと結論付ける法的根拠はなかったと裁判所は判断した。

最高裁判所は、下級裁判所の決定を覆し、本部の拒絶は根拠がないと判断し、本会社の看板への同意を求める申請を再検討するよう本部に強要した。

5月

2022年5月1日より、ユーラシア特許庁は、電子形式によるユーラシア特許証の発行を開始する

ユーラシア特許庁(EAPO)は、2022年5月1日より、発明及び意匠に関するユーラシア特許証(「ユーラシア特許証」)の電子文書による発行を開始する。

電子文書形式のユーラシア特許証は、EAPOのウェブポータル上にあるユーラシア特許登録簿に掲示され、電子データ交換システム(EAPO-ONLINE)を用いて特許権者又はその代理人に送信される。

電子文書形式のユーラシア特許証に加えて、EAPO は、引き続きユーラシア特許証をハードコピーでも発行する。出願人／特許権者は、ユーラシア特許証の発行に関する情報の発表日より前に特許庁に届け出を行うことで、ユーラシア特許証の発行をハードコピーで受領しないことを選択することができる。

ユーラシア特許証に係る権利の移転証書、ユーラシア特許証の延長証書（「証書」）及びユーラシア特許証は、ハードコピー形式と電子文書形式の両方で発行される。

近い将来、EAPO は、電子形式のユーラシア特許証及び証書に完全に移行すると予想している。ただし、特許権者の要求があった場合に限りハードコピー形式でこれらの文書を取得するオプションがある。

ロシア連邦において輸出用に医薬品を製造するために特許権者の同意なく発明を使用する決定の採択は、規制対象となっている
(2022年5月25日付政令第947号)

民法第1360条1の第2項に基づき、政府は、「ロシア連邦において輸出用の医薬品を製造するために特許権者の同意を得ずに発明を使用する決定の採択及び当該決定の終了に関する規則」並びに「当該決定を採択する際に特許権者に支払われる対価及びその支払手続きの決定方法」を承認した。

当該規則は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）第31条の2及びその附属書の規定に基づいており、医薬品を製造し、これを必要とする関係国に輸出するために特許権者の同意を得ずに発明を使用することを決定するための手続きを定めている。

承認された方法により、政府決定に基づき輸出される全医薬品の合計価額の0.5%に相当する報酬が支払われる。対価は、政府の決定により発明を使用した者が、特許権者に対し、

医薬品の販売代金の受領後に一括払いで支払う。

さらに、上記政令は、連邦税関局に対し、当該医薬品を政府が採択した決定で定められていない国に輸出しないよう指示している。

特定の権利者に対する義務履行の臨時手続き
(2022年5月27日付大統領令第322号)

5月27日、大統領令第322号「一部の権利保有者に対する義務履行の臨時規則令」が公布された。

大統領令により、ロシア居住者が以下の者に帰属する知的財産の対象を使用するにあたって、これに関してロシア居住者に金銭的債務が生じる場合、当該債務は、特別な手続きに基づき履行される。

- 外国の権利者のうち、ロシア連邦、ロシアの自然人又は法人に対して非友好的な行動を取った国の者

- (ロシア及び外国の) 権利者のうち、ロシア連邦、ロシアの自然人又は法人に対する制裁を公的に支持した又は要請した者

- (ロシア及び外国の) 権利者のうち、ロシアの自然人及び法人による知的財産の使用を禁止した者、又はロシアにおいて商品及びサービスの製造（供給）を中止（停止）若しくは著しく制限した者（当該禁止及び制限が、制裁、その他経済的実行可能性に関連しない理由によるものである場合）

- (ロシア及び外国の) 権利者のうち、ロシア国外からロシア連邦の措置に対して公的に不利な発言をした者、ロシアに対する制裁を支持した者、ロシア、その武力及び国家機関の信用を落とす虚偽の情報を故意に流布した者

大統領令に定める臨時手続きにおいて、債務者は、上記の権利者に対する債務を履行する際に、対価の（ルーブルでの）支払い、権利者に帰属する排他的権利の行使及び保護に

関する支払い、その他の支払い（罰金、違約金などの科料、その他の制裁金を含む。）を行う場合、支払いは、債務者が債務支払いのために認定された銀行において権利者の名義で開設した、ルーブル建ての特別口座に送金する形で行う。

とりわけ、ライセンス契約及びサブライセンス契約、権利を管理する権限の移転に関する契約（権利の共同管理に関して機関が締結する契約を含む。）、その他権利者の知的財産の使用に対する対価の債務者による支払いについて定めた契約に基づく支払いは、この特別口座に預託される。

債務者は、大統領令の要件を適切に遵守する場合、既に適用されている条件に基づき知的財産を使用する権利を有する。

商標の国家登録を拒絶する根拠、及び地理的要素を含む商標に係る排他的権利の処分に 関する条件が変更される

5月28日、民法第4部の改正に関する[連邦法第143-Φ3号](#)が公布された。

同法は、商品の保護された地理的表示又は原産地名称を包含、複製若しくは模倣する呼称の商標としての登録並びに当該商標のライセンスの譲渡及び付与の手続きに関する民法第1483条、第1488条及び第1489条を改正するものである。

特に、民法第1483条第7項の改正により、商品の地理的表示又は原産地名称と同一又は類似の商標の登録禁止が削除された。現在、商品の地理的表示及び原産地名称を使用する権利を有しない者は、いかなる商品についても当該商標を登録することはできない。法案では、商品の地理的表示又は原産地名称が保護されている商品とは同種ではない商品については登録を認めることが提案されている。ただし、当該商標は、こうした商品に関して使用された場合に、消費者が商品の地理的表示又は原産地名称と関連付けるようなものではなく、商品の地理的表示又は原産

地名称に係る排他的権利の所有者の法的利益を損なうものであってはならない。

民法第1488条及び第1489条の改正により、商品の地理的表示又は原産地名称と類似する呼称を含む商標を譲渡すること、及び商品の地理的表示又は原産地名称を使用する権利を有しない者に当該商標のライセンスを発行することは禁止される。現時点で、当該禁止は、商標が商品の地理的表示又は原産地名称と同一の呼称を有しており、これが保護対象ではない要素として含まれている場合に限り適用される。

同法は、その公布日から1年後（すなわち、2023年5月29日）に施行される。

「非友好的な」国の法人又は自然人の外部管理に関する法案

5月、下院において、法人を管理する外部管理団体に関する[法案第104796-8号](#)が第一読会を通過した。その内容には知的財産に関する規定が含まれている。特に、外部管理団体の指名日以降、排他的権利の所有者が非友好的な国に関係する外国人である場合、知的財産の対象に係る法人の排他的権利及びこれを使用する権利を解除することは認められない。当該権利が2022年2月24日以降に早期解除される場合、その効力は更新されることになる。同時に、外部管理団体の任期満了日前に知的財産の対象を使用する権利を付与する場合、これに対する対価は支払われない。

法案は、安定した経済と民間取引を確保し、個人の権利と法的利益を保護するために重要な法人であって、「非友好的な」外国と関係のある外国人が支配しているか、直接、間接を問わず議決権株若しくは授權資本への参加権の25%以上を保有している法人に適用される。

政府は、いくつかの点が考慮に入れられることを条件に、法案を支持している。特に、政府によると、知的財産の対象の使用に関する

法案の規定はさらに推敲を重ねる必要がある。

6月

産業商務省は、排他的権利の保護に関する民法の特定の規定が適用されない商品のリストを修正した（2022年6月3日付産業商務省令第2299号）

産業商務省の命令は、民法第1359条第6項及び第1487条が適用されない商品（商品群）（ただし、当該商品が、権利者（特許権者）により又はその同意を得てロシア連邦外で商品化されていることを条件とする。）のリストのうち特定の品目を修正するものである。

産業財産保護に関する国際条約に従い保護を付与する際に生じる特定の問題を民法で規定することが提案されている

2022年6月7日、L. Gumerova 上院議員及び P. Krasheninnikov 下院議員は、国際条約（特許協力条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、並びに原産地名及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定）に従い発明、意匠、商品の地理的表示及び原産地名に対しロシア連邦内で法的保護を付与するための手続きを明確化するため、ロシア連邦民法第4部の改正に関する法案（第138672-8号）を下院に提出した。

特に法案では、ロシア連邦において国際条約に従い登録された意匠に対し法的保護を付与することを法制化することが提案されている。ただし、これが民法に定める意匠に保護を付与するための条件に適合していることが条件である。ロシア連邦において国際条約に従い登録された商品の地理的表示及び原産地名についても同様の規定が想定される。

法案は、国際出願及び登録の審査範囲並びに国際条約に従い請求及び登録された対象の審査結果に基づいて Rospatent が下す決定の種類を定めるほか、当該決定に異議を申し立てるための手順も明確にしている。

法案には、国際条約に従い登録される知的財産権の対象に対しロシア連邦において付与された法的保護に対する異議申立てに関する規定も含まれている。

さらに、法案は、Rospatent が国際出願を受理し、検討する条件に関する情報公開について定めている。これが実現すれば、誰でも出願において請求された発明がロシアの法律要件に適合しているかについて第三者に監督を行わせることが可能になる。

民法のマラケシュ条約への適合

2022年6月11日、民法第4部第1274条の改正に関する [連邦法第176-Φ3号](#) が公布された。

同法は、2018年にロシア連邦が加盟した、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するための [マラケシュ条約](#)（以下「マラケシュ条約」）の規定にロシア法を整合させることを目的としたものである。

民法第1274条は、盲人及び視覚障害者向けの特別の方式（点字形式その他の特別な方法）での 作成、複製及び頒布 により、適法に公表された著作物を権利者の同意なく、かつ権利者への対価の支払いなしに（利益を得ることを意図せず）使用することができることを既に規定している。

また法案は、そのような著作物の複製物を輸入することができることを規定し、この規制の受益者の範囲も拡大している。すなわちこれにより、盲人や視覚障害者に加え、マラケシュ条約の定義で印刷物の判読に障害があるとされるその他の人も、そのような複製物を利用する権利を得る。

また法案により、マラケシュ条約に従い、特別の方式により創作された著作物の複製を国際的に交換する図書館、及び政府により指定された障害者の権利と利益を保護する組織の権利に関する規定が民法第 1274 条に追加される。

改正は、2022 年 6 月 22 日に施行された。

一部の商品の並行輸入が合法化された

2022 年 6 月 28 日、2022 年 6 月 28 日付**[連邦法第 213-Φ3 号](#)**が公布され、同日施行された。同法は、商品の並行輸入を合法化しており、そのリストは、産業商務省が作成する予定である。同法は、2022 年 3 月 8 日付連邦法第 46-Φ3 号第 18 条を改正する。

第 18 条には第 3 項が追加される。同項によると、商品（商品群）（そのリストは第 18 条第 1 部第 13 項に従い定められる予定である。）で表される知的活動の成果の使用並びに商品に表示される識別手段は、知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利の侵害ではない。

よって、商品（そのリストは、2022 年 4 月 19 日付**[産業商務省命令第 1532 号](#)**（2022 年 5 月 6 日公布）により定められる。）の並行輸入は、当該商品で表される知的活動の成果及びこれらの商品に表示される識別手段に係る排他的権利を侵害するものではない。

商標権者の範囲及びコンピュータープログラム及びデータベースに係る排他的権利の質権設定に必要とされる登録の範囲の拡大

2022 年 6 月 28 日、民法第 4 部の改正に関する 2022 年 6 月 28 日付**[連邦法第 193-Φ3 号](#)**が公布された。

同法は、商標権者の範囲の拡大について定めている。**個人起業家ではない自然人による商標登録**の制限は削除された。法の施行後、自然人と法人はいずれも、商標を登録することができるようになる。同法はさらに、個人起業家としての地位が終了しても、商標登録を

終了する根拠とはならないことを規定する。商標を継承する際に、相続人も個人起業家である必要はなくなる。

さらに、既に規定されているとおり、該当する国家の登録簿に含まれるコンピュータープログラム及びデータベースの譲渡及びライセンスに必要な登録に加えて、法案は、当該コンピュータープログラム及びデータベースの排他的権利の質権設定に必要な登録について定めている。

同法は、その公布から 1 年後、すなわち 2023 年 6 月 29 日に施行される。

2022 年 6 月 29 日と 30 日、知的財産権の保護における協力に関するロシアと中国のワーキンググループの第 13 回会議がリモートで開催された

ロシア側の会議出席者は、国家機関（ロシア経済発展省、ロシア外務省、ロシア連邦税関局、IP 裁判所など）の代表者、及びビジネスコミュニティの代表者であった。

二者間取引関係及び経済関係が強化され、関係はすべてのレベルで維持されており、知的財産における協力は、二者間でかつ国際的なプラットフォーム上で進展していることが判明した。

中国側は、ロシアの IP 制度の発展における主要な動向について説明を受けた。例えば、地理的表示の保護、リスボン制度への加入、弁理士の活動に対する規制、出願資料としての 3D モデルの導入、自然人の商標登録の権利、商標における虚偽の地理的表示に対する保護などが取り上げられた。

参加者は、知的財産の保護を徹底するにあたり地理的表示の法的保護及び権利者の援助におけるイニシアティブの実施について協議し、裁判所の実務及び偽造品の防止に関する最新情報を交換した。

それとは別に、ビジネスコミュニティにおいて知的財産権の保護及び防御に関する議題

があった。中国企業の Anta、Xiaomi 及び Huawei、並びにロシア企業の Petersburg Tractor Plant JSC の事例が紹介された。参加者は、国の手続きに関する説明を行い、問題のある状況について勧告を出し合った。

参加者は引き続き、中間期もやり取りを継続する。ワーキンググループの活動は、2022 年 8 月 3 日に予定されている、貿易経済協力に関するロシア中国小委員会の第 25 回会議の最終文書に反映される予定である。

7 月

2022 年 7 月 1 日以降、ユーラシア特許庁は、国際調査機関となる

モスクワに所在するユーラシア特許庁は、特許協力条約（PCT）に基づき国際調査機関（ISA）兼国際予備審査機関（IPEA）となった。

2022 年 7 月 1 日より、ユーラシア特許庁における発明に関する出願及び特許の手数料が変更される

手数料変更に関する情報が [EAPO のウェブサイト](#) で公開されている。

2022 年 7 月 1 日より、ユーラシア特許庁への発明に関する出願申請、その変更、審査、審査委員会の決定に関する上訴申立て及び異議申立て、ユーラシア特許、ユーラシア発明特許の発行に関して間に合わなかった期日の延期、権利の復帰に関する手数料、その他の手数料は、約 25～30%引き上げられた。

さらに 2022 年 7 月 1 日より、ユーラシア特許庁が PCT に基づき国際調査機関及び国際予備審査機関としての職務を履行する際の新たな手数料が設定された。

変更は、2022 年 4 月 11 日及び 12 日に開催された会議においてユーラシア特許庁の管理理事会の決定により行われた。

産業商務省は、排他的権利の保護に関する民法の特定の規定が適用されない商品のリストを修正した（2022 年 7 月 21 日付産業商務省令第 3042 号）

当該命令では、民法第 1359 条第 6 項及び第 1487 条が適用されない商品（商品群）（ただし、当該商品が権利者（特許権者）により又はその同意を得てロシア連邦外で商品化されていることを条件とする。）のリストの新版が承認された。

アニメーション映画の著作者の範囲が拡大

2022 年 7 月 14 日、民法第 4 部第 1263 条の改正に関する 2022 年 7 月 14 日付連邦法第 354-FZ 号が公布された。

民法第 1263 条の規定に従い、監督、脚本の著作者及び視聴覚著作物のために特別に創作された音楽の著作者である作曲者は、当該視聴覚著作物の著作者と認められる。

視聴覚著作物の制作に何らかの創造的な貢献を行ったその他の人（芸術監督など）は、それぞれが自らの作品に対する著作権を有するが、その視聴覚著作物全体の著作権を付与されることはない（民法第 1263 条第 5 項）。

一方で、アニメーション映画制作の職人たちは、芸術監督が他の著作者と同等、場合によってはそれ以上に創造的な貢献をしていると示唆している。

2022 年 7 月 14 日付法律第 354-FZ 号により、民法第 1263 条第 2 項に定める視聴覚著作物の著作者のリストに、アニメーション映画の芸術監督が追加された。

視聴覚著作物の著作者のリストにアニメーション映画の芸術監督を含めたことで、当該芸術監督は、自動的に民法第 1245 条に定めるとおり個人の私的使用のための視聴覚著作物の無償表示に係る報酬を受領する追加の財産権を取得することになる（当該報酬は、著作権及び同等の権利を包括的に管理する

認可を受けた団体が徴収、分配及び支払いを行う）。

さらに改正の結果、アニメーション映画の芸術監督は、当該視聴覚著作物に係る著作者人格権（著作者の権利、著作者の氏名表示権、視聴覚著作物の同一性保持権、著作物の公表権、撤回権）及び視聴覚著作物の歪曲からの保護を受ける権利を有する。

新法は、法の施行日（すなわち同法の公布から10日後の2022年7月24日）より後に創作されたアニメーション映画にのみ適用される。

医薬品、有害生物防除剤又は農業化学品に関する発明の補足特許を無効にする追加の根拠を確定することが提案されている

発明の補足特許の無効化に関するロシア連邦民法第4部の改正に関する法案（[第115864-8号](#)）が、複数名の下院議員によって提出された。

法案では、補足特許（医薬品、有害生物防除剤又は農業化学品に関する発明の特許の延長 — 民法第1363条第2項）に対し異議を申し立てるための根拠が追加されている。

民法第1398条の改正により、補足特許は、民法第1363条第2項に定める発行条件に違反して発行された場合に、異議を申し立て、無効にすることができる。

2022年6月21日、法案は第一読会で下院により採択された。

8月

著作権及び同等の権利の対象の強制ライセンス

2022年8月19日、下院議員D. Kuznetsovは、下院に対し、ロシア連邦民法第4部の執行に関する連邦法（以下「前法」）の改正に関する法案（[第184016-8号](#)）を提出した。法案で

は、前法に第13条²を追加することが提案されている。同条は、ロシアに対し制裁が課されている期間中、著作権及び同等の権利の対象（映画、コンピュータープログラム、音楽、文学作品、その他の著作物）を使用するための強制的なライセンスの付与を求めて、裁判所において権利者を相手取って申立てを提起することができる旨を定めている。

強制ライセンスを取得するための条件は、該当する著作権及び同等の権利の対象が市場において利用不可となり、権利者が対等な立場でのライセンスの付与を拒絶することである。

実施権者は、実施許諾者である権利者が、ロシアの実施権者によるその義務の不履行に関係のない根拠によって不当にライセンス契約を解除した場合、又は当該対象を使用する権利をロシアの実施権者が行使することを妨げる措置を取った場合に、強制ライセンスを求めて裁判所に申し立てることができる。

著作権及び同等の権利の包括的な管理を行う団体も、著作権又は同等の権利の対象がロシアで使用されておらず、「非友好的な」権利者が一般的な方法に適合した条件でロシア法人とライセンス契約を締結することを拒否した場合に、当該団体がその著作権又は同等の権利の対象の使用を希望する当該ロシア法人から連絡を受けたときには、強制ライセンスを求めて裁判所に申し立てることができる。

9月

Gumerova 及び Krasheninnikov (上記6月の情報を参照)による法案が第一読会で採択された

2022年9月13日、下院は、第一読会で、（産業財産の国際出願に関する）民法第4部の改正に関する法案を検討した。法案は、上院議

員 L. Gumerova により提出された。政府は、法案を大筋支持している。下院は、第一読会で法案を満場一致で採択した。

| | |
|------------------|-----|
| 審理した異議申立て及び申請の件数 | 962 |
| 平均的な審理期間（月数） | 3.1 |

2022 年上半期の ROSPATENT の統計

Rospatent は、上半期における出願の受理と審査に関する統計を発表していない。

| | |
|---|--------|
| 発明、実用新案、意匠（特許法の対象）の法的保護 | |
| 登録済み出願件数 | |
| 審査された出願件数 | |
| 出願の平均的な審査期間（月数）： | |
| - 発明 | |
| - 実用新案 | |
| - 意匠 | |
| 特許法の対象の出願審査の結果を受けた決定、審判請求及び法律に基づく保護の無効に関する異議申立ての審理 | |
| 審理した異議申立ての件数 | |
| 平均的な審理期間（月数） | |
| 商標、サービスマーク、原産地名称（識別手段）の法的保護 | |
| 登録済み出願件数 | 50,792 |
| 審査された出願件数 | 42,825 |
| 出願の平均的な審査期間（月数） | 3.9 |
| 識別手段の出願審査結果を受けた決定、無効、又は識別手段の法律に基づく保護の早期終了に関する異議申立て及び申請の審理 | |

第 2 章

並行輸入

ロシアは国家として、権利の国内消尽を言明している。同時に、ロシアは、5 カ国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス及びロシア）で構成されるユーラシア経済連合の加盟国である。連合は、権利の地域消尽に合意した。よって、連合の加盟国の間に関税の壁はない。

昨今の地政学的問題が発生した後、複数の国がロシアに対して制裁を課した。ロシアは、これらの国に対し制裁に応じた。こうした状況において、これまでロシア市場で活動していた複数の外国企業がロシアから撤退したため、関連商品が不足している。

立法は長期間にわたるプロセスである。不可抗力の状況において、政府は、暫定的な措置を取った。この措置により、市場で不足していると感じられたこうした商品の並行輸入が許可された。この業務は、産業商務省に割り当てられた。同省は、並行輸入が認められる商品のリストを作成した。当初より同省は、このリストは変更可能であると宣言していた。市況に応じて数ヶ月毎に見直されている。リストは数十ページにわたる。当然のことながらリストには間違いが含まれている可能性がある。そうでなくとも、企業が考えを変えて市場に戻ってくる可能性もある。そのような場合、産業商務省は、間違いを訂正し、リストを修正する用意がある。このことは、ここ数週間で実際に行われた。したがって、同省は並行輸入を許可することに非常に柔軟な態度であることが実際に示されている。

しかし、一部の出版物で述べられているようにロシアが並行輸入に門戸を開いたというには程遠い。また、ロシアは、権利の国内(地域)消尽を採用している数少ない国の一つであることにも留意しなければならない。その他の多くの国は、権利の国際消尽を認めている。EUは地域消尽を採用しているが、それには30カ国以上が含まれるため、ほぼ国際消尽となっている。

並行輸入の許可をすべての商品に拡大する提案があったが、産業商務省は、この提案を強く拒絶した。農業省も、農作物の並行輸入に対し異議を唱えている。

もう一つ、多くの人に見過ごされてきた観点がある。総じて、オリジナル商品の製造者は並行輸入に難色を示している。こうした希望に応じて、ロシアは、かなり前に国内消尽を採用した。しかしながら、現在のように、多くの企業が自発的にロシア市場から撤退している状況において、商品の並行輸入は、そのような企業がロシア市場で得られる利益を奪うものではなくなっている。製造会社自身が販売している商品はないため、並行輸入による競争は生じない。

そのうえ、リストに記載された商品の並行輸入は2022年末日まで制限されている。リストが2023年に更新されるか否かは不明である。

論争を招く判決

ロシア当局の言うウクライナでの特別軍事作戦が2月後半に開始した。その直後から、ロシアは複数の国から制裁を課されている。

Peppa Pig 事件

知的財産の大半は、政治イベントに左右されることはない。しかしながら、知的財産が政治情勢に関与することになった極端な事例がある。そのうちの 하나가、Peppa Pig 事件である。Peppa Pig は、ロシアで人気のキャラクターであり、このキャラクターに関して数百

件の侵害事件が発生した。(係争中の事案の前後を問わず)そのすべてが、最終的に Peppa Pig の所有者である Entertainment One (英国) に有利に終了している。

地方都市キーロフで何よりも世間の注目を集めた事件がある。判事は、商標権者/著作権者は「非友好的な」国(英国)に居住しているため、訴訟は却下すべきであるとの判決を下した。その際に、判事は、2022年2月28日付大統領令第79号に依拠した。そのため、ロシア大統領が「非友好的な」国のIP権利者に対して制裁措置を取っているという虚偽の不当な印象が生じている。実際のところ、大統領令第79号は、知的財産とは何ら関係がないものの、ロシア国外の多くの人が、知的財産全般に対する重大な脅威として幅広く影響をもたらすと認識している。

参考のため、大統領令の実質的な部分の翻訳を以下に記載する。

2022年2月28日

ロシア連邦大統領令 第79号

アメリカ合衆国とそれに同調する外国及び国際機関の非友好的行動に対する特別経済措置について

ロシア国民及びロシアの法人に関する制限措置を目的とした、アメリカ合衆国とそれに同調する外国及び国際機関の非友好的かつ国際法に反する行動に伴い、ロシア連邦の国益の保護を目的とし、また「特別経済措置及び強制措置に関する」2006年12月30日付連邦法第281-Φ3号、「国家安全保障に関する」2010年12月28日付連邦法第390-Φ3号、及び「アメリカ合衆国及びその他の外国の非友好的な行動に対する措置(対抗措置)に関する」2018年6月4日付連邦法第127-Φ3号に従い、次のとおり決定する。

1. 居住者 — 外国の経済活動に参加する者は、非居住者との間で締結された外国貿易契約であって、非居住者

に対する商品の提供、非居住者に対するサービスの実施、非居住者に対する業務の遂行、非居住者に対する知的活動の成果の移転（これに係る排他的権利を含む。）について定めたものに基づき、認定された銀行の口座に 2022 年 1 月 1 日以降に支払われた外貨の 80% を、大統領令発効日から 3 営業日以内にルーブルに交換しなければならない。

2.

大統領令は、2 ページ半で構成され、その後のすべての条項で、居住者が受け取った金銭に関して取るべき行動を詳細に記載している。知的財産は、通貨交換に関してパラグラフ 1（上記参照）で言及されているが、知的財産の処分とは何ら関係がない。後に、通貨交換の義務は、2022 年 6 月に解除された。上記のとおり、判事は、大統領令の文言を自由にかつ根拠なく解釈し、原告が非友好的な国の居住者であることを理由に、その申立てを却下すべきであるとの判決を下した。

多くのロシアの法律家たちは、この控えめに言っても奇妙な判決に異議を唱えている。予想どおり、判決は原告により上訴され、上訴裁判所は、侵害者を罰する判決を下した。出版物でロシアによる知的財産の無視を批判する声は鎮静化した。侵害者は、IP 裁判所に判決を上訴した。この行為は、あまり注目されなかった。IP 裁判所の審理は 2022 年 10 月 19 日に行われ、同裁判所は、上訴裁判所の判決を支持した。これをもって、この特殊な事件は終了した。

ABRO 事件

ほぼ同時期の 2022 年 4 月、ABRO Industries（米国）は、セヴァストポリ市のロシア人起業家を提訴した。当該起業家は、ABRO Industries が所有する「ABRO MASTERS」の商標を付した自動車ケア製品を販売してい

た。ABRO Industries は、侵害につきわずか 5 万ルーブルという少額の補償額を請求した（事件番号 A84-453/2022）。

裁判所は、請求額全額を棄却した。判事は、おそらく Peppa Pig 事件の印象があったため、上記大統領令第 79 号を根拠として決定を下した。

裁判所は、他者が所有する商標を使用することが違法であることを認めていた。しかしながら、裁判所は、原告がロシアに対して制限措置を課している米国で登録されていると指摘した。裁判所は、大統領令第 79 号に言及したが、同令と侵害事件との関係を説明していない。

予想どおり、判決は原告により上訴された。審理は、2022 年 10 月 20 日に開催される予定であった。期日が迫る中、裁判所は、審理を 2022 年 11 月 10 日に延期した。その理由はまもなく明らかになった。裁判所は、IP 裁判所における Peppa Pig 事件の結果を待っていたのであった。上記のとおり、Peppa Pig の判決は 10 月 19 日に発表された。その時点では、審理の結果のみが発表された。念のため、セヴァストポリの裁判所は、Peppa Pig 事件の判決全文が発表されるまで待つことにした。よって、セヴァストポリの裁判所が判決を下すはずであった 2022 年 11 月 10 日は、IP 裁判所による判決の期日を考慮したものだった。理由は不明であるが、審理はさらに 2022 年 12 月 1 日に延期された。

オープンソースの使用

2022 年 6 月 16 日付憲法裁判所の判決

民間人の A. Mamichev は、INTERVIM Ltd に勤務し、ソフトウェア「eLearning Metadata Manager」を開発したが、後に同社を退職した。この会社は、同人の承認を得ずに当該ソフトウェアを使用、複製及び配布した。A. Mamichev は、INTERVIM Ltd を提訴した。原告は、自らの著作権、ソフトウェアに係る排他的権利及び補償を認めるよう主張した。

サンクトペテルブルク裁判所は、原告の主張を認めた。被告は、上訴裁判所に判決を上訴した。上訴裁判所は、**第一審裁判所の判決を無効にした**。上訴裁判所は、問題のソフトウェアが複合成果物であり、ウェブアプリケーションの一部であるライブラリファイルで構成されると述べた。ウェブアプリケーションは、これらのライブラリがなければ機能しない。上訴裁判所は、原告が特定のソフトウェアを使用して自らのソフトウェアを創作し、同ソフトウェアの利用を有償とすることを提案したが、これはオープンソフトウェアの利用に矛盾すると指摘した。裁判所によれば、原告は、他のソフトウェアを使用し、これをもとに自らのソフトウェアを創作する権利を有することを立証していない。最後に、裁判所は、Mamichev の著作権の保護を拒絶し、ソフトウェアがサービスの成果物であると認めなかった。

原告はさらに、判決を最高裁判所に上告した。最高裁判所は、事件の再考を拒絶した。

A. Mamichev は、憲法裁判所に申し立て、これらの裁判所がロシア憲法の複数の条項（第 34 条、第 44 条、第 45 条及び第 46 条）に反する法規定に基づいて判決を下したと主張した。

法律により、著作者が他者の所有する対象を使用して自らの著作物を創作した場合で、原著作者の著作者がその著作権を主張しないときは、当該著作物の権利の保護を拒否することが可能であるというのが原告の意見であった。原告の訴状には、裁判所が自らのソフトウェアが複合著作物であるという間違った判断をしたと記載されていた。原告は、自らの著作物が既知の素材を単に取り合わせただけのものではないと主張した。

裁判所は、民法第 1260 条 (3) を検討することに同意した。

3. 翻訳者、編集者又は二次的著作物若しくは複合著作物のその他の著作者は、二次的著作物又は複合著作物の創作のために使用された著作物の著作者の権利を尊重することを条件として、自己の著作権を行使するものとする。

裁判所は、憲法が文学、芸術、科学、技術、その他の種類の創作活動の自由を保証していることを確認した。同時に、憲法は、権利の行使によって他の者の自由及び権利を侵害してはならないと定めている。

ロシアは、多くの国際協定の当事者である。ベルヌ条約第 2 条 (3) は、翻訳、翻案等は原著物と同様に保護されると定めている。よって、著作物の編集者又はその他の複合著作物の著作者は、素材の取り合わせ又は配置における著作権を有する（民法第 1260 条 (2)）。

コンピュータープログラムの著作権（著作者の権利、命名権を含む。）は、ソフトウェアが創作された瞬間から発生する。この規則は、**複合ソフトウェアを含むすべてのソフトウェアにも有効である**。

一方、民法第 1229 条 (1) では、**複合著作物の著作者は、自らの著作物を創作するために使用する著作物の著作者の承認を得ることが義務付けられる**。同時に、この編集は、原著作者から他者が使用する著作物に係る権利を剥奪するものではない。

よって、原著作者の承認を得ることを条件として複合著作物の著作権が生じると、複合著作物の著作者の権利を過度に制限することになりうる。著作者によるその複合著作物の使用が原著作者の決定に左右されると、これは、憲法（第 44 条）に反することになる。

上記のことから、ソフトウェアが複合著作物として創作される場合で、原著作者の著作者の承認がないときは、複合著作物（ソフトウェア）の著作者は、**それにもかかわらずその複合著作物に関して著作権を享受する**。しか

しながら、当該著作物の**使用**は、原著作物の著作者の承認に基づくことがある。上記のとおり、憲法裁判所は、著作権自体と、著作権のある著作物を使用する権利の線引きを行っている。

このようなアプローチは、複合著作物の著作者の権利と、複合著作物を創作するために使用された著作物の著作者の権利との間で憲法上認められるバランスを取っている。

上記のとおり、上訴裁判所は、複合著作物の著作者が、原著作物の著作者から承認を得ておらず、原著作者が**その権利の保護を申請していなかった**という理由**だけ**で、複合著作物の著作権の保護を拒絶した。

憲法裁判所は、原著作物の著作者は自ら、その権利を保護する意図があるか否かを判断するべきであると推論した。よって、上訴裁判所が、原著作者の権利が侵害されたことを理由に複合著作物の著作者の権利の保護を拒絶することは、正当化できない。裁判所は、原著作者に民事手続きにおいて自らを保護する意図がなければ、その権利を保護することはできない。

一方で、被告による複合著作物の著作者の権利の明白な侵害があり、これは注意せずに放置することはできない。上訴裁判所が原告の権利の保護を拒絶したことは、憲法(第17条(3)、第19条(1)及び(2)、第55条(3))に違反している。

当事者の利益のバランスは、問題のソフトウェアの使用状況に鑑みて評価しなければならない。複合著作物の著作者の行動は、同人がその作品を創作していた場合には、必ずしも、明らかに不公正かつ不当であるとみなされるとは限らない。

事件の状況及び関連する法規定を十分に検討した後、憲法裁判所は、上記民法第1260条(3)が憲法(第17条(3)、第19条(1)及び(2)、第34条(1)、第44条(1)、第45条(1)、第46条(1)及び第55条(3))

に準拠していないという重要な結論に達した。

上記民法第1260条(3)により、裁判所は、ソフトウェアが複合著作物であり、著作者が当該複合著作物の創作のために原著作者のソフトウェアを使用する許可を原著作者に求めていなかったことを唯一の理由として、当該ソフトウェアの著作者と当該ソフトウェアを使用する人との紛争において、当該著作者の著作権の保護を拒絶することが可能となるためである。

憲法裁判所は、複合ソフトウェアの著作者の権利と複合ソフトウェアを創作するために使用されたソフトウェアの著作者の権利のバランスを確保するため、法律を改正するよう議員に指示した。これが実現すれば、法律により、複合ソフトウェアに関する権利(ソフトウェアに係る権利の侵害があった場合に補償を請求する権利を含む。)の保護が徹底されることになる。

民法第1260条(3)が改正されるまで、裁判所は、複合著作物の著作者が、その著作権の侵害者を提訴した際に著作者の著作権の保護を拒絶すべきではない。

さらに、民法第1260条(3)に基づき下された判決は、再審理すべきである。

この事件では、オープンソースライセンスの使用、雇用主と被雇用者の関係、サービス成果物の移転又は譲渡のメカニズム、複合著作物の法体制など、多くの重要な問題が織り交ぜられていることが判明した。

現時点(2022年11月10日)で、民法の関連規定は改正されていない。

新たな公判も行われていない。2022年12月13日に審理が予定されている。

MGA Entertainment (米国) 対 A. Bobosko (個人起業家) 事件。2022年9月6日付 IP 裁判所の判決

MGA Entertainment は、登録商標第 638367 号並びに視覚芸術作品「BABYDOLL」、「POP HEART」、「MAJORETTE」及び「GENIE」を侵害したとして A. Bobosko を提訴した。

オムスク市の商事裁判所は、この主張全体を認めた。被告は、上訴裁判所に判決を上訴した。上訴裁判所は、第一審裁判所の判決を支持した。

被告は、IP 裁判所に判決を上訴した。被告は、原告が「非友好的な」国（米国）の居住者であるという事実から、原告による被告に対する法的措置は権利の乱用であるという根拠に基づいて上訴を行った。この主張は、以前にも多くの案件で他の侵害者が使用してきた。

被告の主張にかかわらず、IP 裁判所は、原告が実際に商標及び視覚芸術作品の所有者であるという事実から判断を下した。また、原告の権利の侵害は下級裁判所により確認されたことは明白である。

IP 裁判所は、第一審裁判所及び第二審裁判所は手続規則に違反していないことを確認した。被告の主張も、法律の手続き又は資料に関する規範が違反されたことを立証していない。

原告が非友好的な国に属し、原告が権利を乱用している旨の被告の主張は、その状況が、商標及び視覚芸術作品の侵害に対する民事責任につき被告を免除するための根拠とはなり得ないため、却下すべきである。事実、被告がその破毀審への上訴において行った主張は、要約すると、証拠の評価及びそれに基づく結論に同意しないということである。

しかしながら、被告が同意しないからといって、裁判所が証拠を間違えて評価し、手続規則に違反したということにはならない。最終的に、IP 裁判所は、下級裁判所の判決を支持し、被告は原告に対して補償を支払うべきであると確定した。さらに、裁判所は被告に対

し、裁判所の手数料をすべて支払うよう義務付けた。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。